

第 7 1 2 回農地部会議事録

開 催 日 時	平成28年5月6日(金) 午後4時10分から		
開 催 場 所	たかじょう庁舎6階 会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久・西野 幸一・横山 桂一・加藤 孝幸・田内 正博・成岡 三男 鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久・竹内 義昭 中山 忠明・前田 貴美雄・宇賀 巖・氏原 嗣志・上田 博・久保 壽美男 島田 研一		
			以上19名
欠 席 委 員	森本 常喜		以上1名
部会外出席委員	会長：門田 博文 会長職務代理者：大野 哲		以上2名
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎事務局次長・榮枝管理主幹・野中主任・宮地主査		以上5名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第5号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の件 第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第7号議案 非農地証明願の件 第8号議案 平成27年度事業報告(案)並びに平成28年度事業計画(案)の件(農地関係) 議案外(報告) ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第712回農地部会議案書 ○現地案内図 ○現地写真等資料 岡豊町蒲原(第1号議案案件2～7, 案件9, 案件19関連) 久礼野字ハザマ2541-1(第1号議案案件9関連) 資料1, 資料2(第3号議案案件1, 第4号議案案件1関連)		

開 会 議 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時10分)) ただいまより第712回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。森本常喜委員，以上1名の委員より欠席の届出が参っております。部会委員総数20名中，出席委員数19名です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき，本日の農地部会が成立することを，ご報告いたします。
常設審議委員会報告 議 長 門田会長	県農業会議の常設審議委員会について，門田会長より報告をお願いします はい。それでは報告させていただきます。農地法の転用許可申請の手続きは，昨年度までは，県知事が転用の許可をする際には，あらかじめ県農業会議の意見を聴かなければならない，と定められておりましたが，今年4月1日施行の農地法第4条第3項から5項の改正によりまして，農業委員会が県知事に意見を付して転用許可申請を送付する際には，3,000㎡を超す案件についてはネットワーク機構の意見を聴かなければならない，また，それ以外の案件でも，必要があると認める時はネットワーク機構の意見を聴くことができる，と定められております。つきましては，農地法の当該規定によりまして，県のネットワーク機構の意見を聴きました件について，ご報告させていただきます。 4月25日午後3時から土地改良会館4階会議室で開催の第1回常設審議委員会での意見回答を待ってから県に申請書を送付する案件が2件ありました。この2件の申請について，審議をし，結果は許可相当として回答がありましたことをご報告いたします。その内訳を説明いたしますと，5条関係でございますが，申請の土地は介良甲，田，156.85㎡，転用目的は露天駐車場でございます。次に同じく5条関係でございますが，申請の土地は介良甲，田，140.92㎡，転用目的は露天駐車場でございます。以上で報告を終わります。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	次に，議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが，ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は，楠瀬裕久委員と澤本和男委員の2名にお願いいたします。

議 事	
議 長	只今から議案の審議を行います。第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	今月は継続案件を含め，全体で20件の申請が出されております。 議案書は2ページをご覧ください。 案件1は，領家，その他の区域，畑，688㎡外2筆，合計1,262㎡を，部分贈与のため，所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと，譲受人は所有する農地を全て耕作しており，今回の申請地ではイモを耕作する予定であるとのこと。 農機具については，トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり，他に夫も農業に従事しているため，効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響については，農薬の使用方法等について，地域の防除基準に従い営農するため，特に影響がないと考えるとのこと。 なお，譲受人の現在の経営面積は2,985.02㎡で下限面積要件を満たしておりませんが，本案件の許可申請が認められますと，経営面積が合計で4,247.02㎡となり，下限面積を超えることとなります。 議案書2ページから3ページにかかる案件2から案件7，及び議案書4ページの案件9については，譲受人が同一の関連案件となっておりますので，まとめてご説明いたします。 案件2は，池，市街化調整区域，登記地目田，現況畑，588㎡を，案件3は，池，市街化調整区域，登記地目田，現況畑，915㎡を，案件4は，池，市街化調整区域，登記地目田，現況畑，13㎡外2筆，計1,747㎡を，案件5は，池，市街化調整区域，登記地目田，現況畑，1,957㎡を，案件6は，池，市街化調整区域，登記地目田，現況畑，343㎡外1筆，計1,152㎡を，案件7は，池，市街化調整区域，登記地目田，現況畑，609㎡外3筆，計995㎡を，議案書4ページの案件9は，久礼野，その他の区域，畑，2,653㎡を，全て，譲受人の希望により，経営拡大のため，所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.2及びNo.4をご覧ください。それぞれ，色を塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと，譲受人は所有する農地の内，南国市岡豊町滝本の3筆，合計1,820㎡については条件不利地のため耕作をしていないとのことですが，それ以外の経営農地の耕作状況について農地のある各農業委員会に確認したところ，香南市，

須崎市、四万十町、中土佐町の農地は、全て耕作又は保全管理されておりましたが、南国市岡豊町蒲原に所有する農地については管理されていないことが確認されました。これについて申請者に確認したところ、農地部会当日までには間に合わないが、近日中に草刈を行う予定であるとの回答がありました。岡豊町蒲原の農地の状況については、机上にお配りした写真のとおりとなります。

なお、譲受人は現在、トラクターなど11台の大農機具を所有しており、本人の他、妻も農業に従事しており、他に5名を臨時雇用しているため、効率的な利用ができるということです。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるということです。

なお、案件9の申請地につきましては、現地写真を机上配布しております。お手元にお配りしております久礼野字ハザマと印刷しております写真をご覧ください。案件9の申請地の状況は、写真のとおりとなります。

次に議案書は3ページにお戻りください。案件8は、長浜、市街化調整区域、畑、34㎡を、耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では露地野菜を耕作する予定であるということです。

農機具については、トラクターなど16台の大農機具を所有しているということです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻と娘夫婦も農業に従事しており、効率的な利用が出来るということです。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるということです。

続きまして、議案書4ページの案件10は、高須、市街化調整区域、田、552㎡外2筆、合計1,493㎡を、譲渡人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

本申請は譲受人が夫婦2名連名の申請であり、許可となりますとそれぞれ持分2分の1ずつの共有となる申請となります。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有している農地をすべて耕作しており、申請地では水稻を耕作するということです。

大農機具については、耕運機など5台の大農機具を所有しているということです。

譲受人2名及び譲受人の母は農作業の経験があり、効率的な利用ができるということです。

です。

周辺農地への影響については、取得する田の周囲は水稻地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件 11 は、議案外報告の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 5 と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は 53 ページをお開きください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 5 は、次に説明します農地法第 3 条の申請地の内、2 筆につきまして、平成 27 年 1 月 1 日に賃借権の設定がされましたが、今回、平成 28 年 3 月 17 日に合意解約通知が提出され、平成 28 年 4 月 5 日付けで受理されたものです。

それでは、第 1 号議案の説明に戻ります。

議案書 4 ページから 5 ページにまたがります案件 11 は、大津甲、市街化調整区域、田、128 m²外 8 筆、合計 4,573 m²を、譲渡人の希望により、部分贈与のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は No. 6、No. 6-2 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では田の部分 4,095 m²は水稻を、畑の部分 478 m²はミカン及び柿を耕作することです。

大農機具については、トラクターなど 7 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法など地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

議案書は 6 ページの案件 12 と案件 13 は、それぞれの農地を交換する案件となっておりますのでまとめて説明します。

案件 12 は、大津乙、市街化調整区域、田 796 m²を、案件 13 は、大津乙、市街化調整区域、田、231 m²外 3 筆、合計 788 m²を、それぞれ交換により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は No. 7 をご覧ください。ピンクに塗った所が案件 12 の、緑に塗ったところが案件 13 の、それぞれ申請地です。

申請書の別添によりますと、案件 12 の譲受人の株式会社一の宮ファームは、平成 23 年 4 月に設立された農業生産法人であり、申請書類により農業生産法人として農地の所有権を取得するための要件を全て満たしていることを事務局で確認しておりま

す。

申請書の別添によりますと、譲受人の株式会社一の宮ファームは現在所有している農地全てを耕作しており、申請地では水稻を耕作するとのことです。

農機具についてはトラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響については、取得する田の周囲が水稻地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

また、案件13の譲受人は、現在所有及び借入している農地をすべて耕作しており、申請地では水稻を耕作するとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する田の周囲が水稻地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、案件13の申請地につきましては、譲渡人である株式会社一の宮ファームが平成27年4月に3条許可を得て売買により所有権を取得した農地となりますが、今回交換で譲り受ける農地の隣接地に所有農地があり、交換によって耕作便利となるため、今回の申請に至ったとの理由書が添付されております。

また、本案件の農地の一部は碎石敷きとなっており、この部分については、一の宮ファームが、農作業に通う社員の車や、耕作に必要なトラクター等の駐車に使用し、農作業の効率化を図るということで、前回3条許可が出されましたが、今回の譲受人に利用目的を確認したところ、許可となり譲り受けた後は、時期は未定ですが農機具及び農耕用機械等を収納するための農業用倉庫を設置する計画であるとのことでした。なお、碎石敷き部分の面積については、200㎡未満であるため、譲り受けた後に農業用倉庫を設置することに農地法の許可申請は不要となります。

続きまして案件14は、大津乙、市街化調整区域、登記地目田、現況畑490㎡を、譲渡人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では野菜を耕作するとのことです。

大農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているので、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法など地域の防除基準に従い営農する

ため、特に影響はないと考えるとのことです。

議案書 6 ページから 7 ページにまたがります案件 15 は、春野町弘岡上、市街化調整区域、田、1,031 m²外 7 筆、合計 3,432 m²を、部分贈与のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻及び野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど 5 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に両親や妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻や野菜の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件 16 は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、958 m²外 1 筆、合計 1,787 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo. 10 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具についてはトラクターなど 4 台の大農機具を所有しており、耕運機など 3 台の大農機具を使用貸借する予定であるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

申請地では地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本案件は行政書士による双方代理申請となっております。

続きまして、議案書は 8 ページをお開きください。案件 17 は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、205 m² を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど 7 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農業の使用等方法、地域の防除基準に従い営農する

ため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件 18 は、春野町東諸木、市街化調整区域、田、1,072 m² を、譲受人の経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.12 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻と子が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、これまでと同様に水稻を耕作するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件 19 は、10 月に開催しました第 705 回農地部会以降、ご審議いただいておりますが、申請地に雑草が繁茂しており、耕作できる状態であると判断されない状況が継続していることから、先月の部会において、一旦申請を取り下げるよう申請者に指導することに決定した案件です。

申請者側にはその結果を伝え、申請者側からも当面耕作の目処が立たないという話があり、取下げも了承しておりますが、本日までに取下願は提出されておられません。

続きまして案件 20 は、春野町西畑、市街化調整区域、田、466 m² を、経営移譲のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.14 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に両親と妻が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響がないと考えるとのことです。

本案件は行政書士による双方代理申請となっております。

以上、案件 1、案件 8、案件 10 から案件 18、及び案件 20 については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

案件 2 から 7 については、譲受人の所有農地が、条件不利地を除き全て耕作は又は管理されていると確認できれば、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

	案件 9 につきましては、譲受人の所有農地が、条件不利地を除き全て耕作は又は管理されていると確認でき、なお且つ、申請地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 案件 19 につきましては、現地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、現地については地元委員さんに確認をいただいております。 以上で第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	第 1 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の横山委員長より報告をお願いいたします。
横山委員	案件 1 については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	ありがとうございました。次に第二審査会の成岡委員長より報告をお願いします。
成岡委員	案件 2 から 7 については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めましたが、事務局から説明があったとおり、事前審査時と譲受人の耕作状況が異なっておりますので、部会での審議をお願いします。案件 8 については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。
竹内委員	案件 9 については、現地が耕作できる状況でないため、許可要件を満たさないと判断しておりましたが、先程事務局から説明がありましたとおり、事前審査時と譲受人の耕作状況が異なっておりますので、部会での審議をお願いします。案件 10 から 14 について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	最後に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。
上田委員	案件 15 から 18、及び案件 20 については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。案件 19 については、現地が耕作できる状況でないため、許可要件を満たさないと判断しておりましたが、先程事務局から説明がありましたとおり、事前審査時と譲受人の耕作状況が異なっておりますので、部会での審議をお願いします。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。まず、継続審議の案件 19 について審議をお願いいたします。案件 19 については、現地の状況が以前と変化がなく、耕作できない状態とのことです。3 月の農地部会で審議した後に、事務局から連絡を取り、取下げの意向がありましたが、現時点ではまだ取下げの申請がな

	されていないということです。また、これは、譲受人が共通する他の案件にも関係して いますが、譲受人の耕作状況につきまして、南国市の農地の一部が管理不十分である と思われると連絡があったということです。机上にお配りしております写真の土地につ きまして、管理できていると判断されれば問題はありませんが、管理ができていない ということであれば、現地の状況が改善されるまでは許可ができないこととなります ので、この点についても審議をお願いいたします。ご意見、ご質問がありましたら願 いいたします。
鍋島委員	これはだめですね。
横山委員	これは、管理されているとは思わない。
議長	それでは、この南国市の農地は管理されていない、ということでよろしいですか。
委員	(異議なし)
議長	案件 19 については、譲受人が全部耕作要件を満たしておらず、また、現地も耕作で きる状況であると判断できず、取下げの申請もなかったことから、再度取下げの指導 を行うことに決定しますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件 19 については、譲受人が全部耕作要件を満たしておらず、また、現地も耕作で きる状況であると判断できず、取下げの申請もなかったことから、再度取下げの指導 を行うことに決定します。 案件 2 から 7 につきましても、譲受人が同じであります。
鍋島委員	案件 2 から 7 に関しては、この北側にある農地について、今回と同じ譲受人の 3 条 申請が前回の農地部会に出ており、許可となっております。
楠瀬委員	南国市の所有農地については、条件不利地ということで、これまで 3 条申請を許可 にしてきたのではないですか。
野中主任	条件不利地として判断してきた農地は、また別の農地です。
鍋島委員	今回の申請地をそのままおかれては草も生えて困るので、栗でも植えてもらえた らいいのだが。
議長	分かりますが、南国市の農地を管理してもらわないことには、全部耕作要件を満た さないのです。
横山委員	不許可にする場合、譲受人の経営農地がある農業委員会に問合せた結果、管理され ていない農地があることが分かったということで許可にならなかったのか、それとは 別に農業委員の判断で許可にならなかったのかをはっきりさせないといけない。
鍋島委員	前回許可になっているのに、今回許可にならないということは説明が付くのか。
吉良事務局長	私のほうで整理させていただきます。譲受人は、新しい農地を譲り受けるため、3

鍋島委員
吉良事務局長

条申請を次々提出されており、順次、農地部会に諮ってご審議いただいております。先月までは、南国市の条件不利地以外は、問合せた結果、全て耕作又は管理されているということで、不許可要件には当てはまっていなかったわけです。つまり、先月までは、この南国市の不耕作地について、南国市に問合せた結果でも分かっていなかったため、許可要件を満たすということで許可となっております。今回、申請が出てきたことにより、改めて南国市農業委員会に問合せたら、これまで通り、条件不利地は耕作されていないが、それとは別に、管理がされていないと思われる農地があるということで、本日机上配布しました現地の写真が送られてきました。この写真に写っている農地が管理されているかどうか、管理されているということであれば、全部耕作要件は満たすため、先月と同様に許可ということになります。

譲受人は他の市町村にも農地を持っていると思うが、それも全て調べたのですか。

事務局から、該当の市町村の農業委員会に問合せをしております。全て、事務局で確認に行くわけにはいかないので、向こうの農業委員会が問題なしというふうに回答があれば、その旨を農地部会で説明をしております。

横山委員
野中主任

机上配布された現地写真は、南国市農業委員会から送られてきたものですか。

そうです。

横山委員
野中主任

南国市農業委員会は、この農地についてどういう判断をしたと聞いていますか。

南国市農業委員会は、耕作状況を放棄地として回答してきております。

竹内委員
氏原委員

今回はその回答を受けて、許可できないのではないですか。

申請地は耕作ができる状態なのに、南国市の農地が管理できてないから許可できないということは言えるのですか。

議 長
横山委員

全部耕作要件を満たさなければ、許可はできません。

今回の3条申請を受けて南国市に経営農地の耕作状況を確認したところ、管理されていないという回答があったため、その農地を管理しないと許可になりませんという話をして、保留にするしかないのではないですか。

楠瀬委員

南国市の農地が管理されない限り、許可要件を満たさないもので、継続審議が妥当だと思います。

田内委員
吉良事務局長

この農地は、条件不利地ということにはならないのですか。

南国市が確認をしたところ、条件不利地は他にあって、それについては耕作されていなくても許可ができますが、条件不利地以外は全て耕作又は管理していなければ3条許可はできないこととなります。だから、事務局のほうで、今回は耕作放棄地が判明していなかったのが許可になったけれども、今回南国市に問合せしたところ、耕作放棄地があることが判明したので、そこを解決してもらわないと許可できません、と

議長

いうことは、当然言えますので。許可要件を満たすためには、南国市の農地の管理をしてくださいということは、事務局から言えると思いますので。

委員

それでは、案件2から7について、南国市の経営農地が管理できていないので、草刈等を行うよう指導することとし、保留することに決定しますがご異議ありませんか。

議長

(異議なし)

それでは、案件2から7について、南国市の経営農地が管理できていないので、草刈等を行うよう指導することとし、保留することに決定します。

委員

次に、案件9についても、南国市の経営農地が管理できておらず、また、申請地も耕作できる状態であると判断できないため、いずれも耕作できる状態にするよう指導することとし、保留とすることに決定しますが、ご異議ありませんか。

議長

(異議なし)

案件9については、南国市の経営農地が管理できておらず、また、申請地も耕作できる状態であると判断できないため、いずれも耕作できる状態にするよう指導することとし、保留とすることに決定します。

委員

続きまして、案件1、案件8、案件10から18、並びに案件20について、審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

議長

(意見、質問なし)

それでは、案件1、案件8、案件10から18、並びに案件20につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

案件1、案件8、案件10から18、並びに案件20につきましては、許可することに決定いたします。

野中主任

続きまして、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

今月は全体で7件の申請が出されております。議案書は10ページをお開きください。

議案書10ページから13ページにまたがります案件1は、宗安寺、市街化調整区域、田、780㎡外29筆、合計12,127.35㎡を、平成25年11月30日相続により、所有権を取得したことの届出です。

現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのこと。

続きまして、議案書13ページから15ページにまたがります案件2は、鏡今井、その他の区域、畑、997㎡外11筆、合計8,780㎡を、平成25年12月28日相続により、所有権を取得したことの届出です。

議 長

横山委員
議 長
成岡委員
議 長
竹内委員
議 長

現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

議案書 15 ページから 17 ページにまたがります案件 3 は、五台山、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、122 m²外 21 筆、計 10,019.53 m²を、平成 27 年 12 月 7 日相続により、所有権を取得したことの届出です。

現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

次に、議案書は 18 ページから 21 ページに移りまして、案件 4 は、池、市街化調整区域、畑、19 m²外 25 筆、計 19,703 m²を、平成 25 年 1 月 31 日相続により、所有権を取得したことの届出です。

農地については、一部は利用権を設定し耕作してもらっており、その他は自作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

案件 5 と案件 6 は、申請者が同じ関連案件ですのでまとめて説明いたします。

議案書 21 ページから 22 ページにまたがります案件 5 は、土佐山都網、その他の区域、田、1,404 m²外 12 筆、合計 17,913 m²を、議案書 22 ページから 24 ページにまたがります案件 6 は、土佐山都網、その他の区域、畑、1,258 m²外 16 筆、合計 21,823 m²を、それぞれ平成 26 年 6 月 15 日相続により、所有権を取得したことの届出です。

なお、案件 5 は祖父名義の農地の相続、案件 6 は父名義の農地の相続となりますが、被相続人としては両案件とも父からの相続となります。

現在、申請人の知人に耕作してもらっているため、あっせんの希望はないとのことです。

議案書は 25 ページの案件 7 は、春野町甲殿、市街化調整区域、登記地目山林、現況畑、180 m²を、平成 27 年 9 月 16 日相続により、所有権を取得したことの届出です。

現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

本案件は行政書士による代理申請となっております。

なお、全ての案件について相続登記が済んだことを事務局で確認しております。

以上で第 2 号議案の説明を終わります。

第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず第一事前審査会の横山委員長より報告をお願いします。

案件 1 と 2 については、受理相当と認めました。

次に第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。

案件 3 の第二事前審査会分と案件 4 について、受理相当と認めました。

次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いいたします。

案件 3 の第三事前審査会分と、案件 5 と 6 について、受理相当と認めました。

最後に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いいたします。

上田委員	案件7については、受理相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案については、受理することに決定しますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは第2号議案について、受理することに決定します。 続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件、及び第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を一括して議題といたします。説明をお願いします。
野中主任	第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件、今月は全体で1件のみの申請となっております。なお、本案件は第4号議案の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件と関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。最初に、第4号議案の方から説明いたします。議案書は29ページをお開きください。 本案件は、第702回農地部会から、第706回農地部会にかけてご審議をいただき、昨年11月26日に許可となっております。申請者が、久礼野で資材置場を作るために農地を転用するという計画、及び、同じく平成28年3月29日に許可となっております久礼野の資材置場への転用計画について、第710回農地部会でご承認いただいた事業計画変更に引き続き、再度の計画変更をしたいという申請内容となっております。 現地案内図はNo.15をご覧ください。緑に塗ったところが、すでに資材置場への転用許可がでている部分となります。 許可時の計画からの変更点としましては、今回、第3号議案で出ております農地法第5条許可申請地である現地案内図でピンクに塗った部分にも資材置場を拡張するため、全体の計画面積が増加するという点となります。 引き続き第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は27ページをご覧ください。 案件1は、久礼野、畑、137㎡を資材置場に転用するため、所有権を移転するという申請となっています。 現地案内図はNo.15をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。 農地の種別につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、申請人は土木工事の減少により、再生砕石・再生砂等の販売量が減少したことから在庫量が増加するとともに、鉄の価格が下がり、本来の価格に戻るまで保管をしておくため、資材置場が必要であるとのことで、本申請地は再生砕石の製造プラントから距離が2kmと近いこと、敷地面積が広いこと、土地が県道に接しており、道路法24条及び32条の許可が下りて進入路が確保できることなどから当該申請地を選んだとのことです。

申請地の利用計画については、申請地の表土はすき取らず、再生砕石及び残土により最大3mの盛土を行い、資材の運搬車両の回転場として使用する申請となっています。進入路については、東側の県道より進入する計画となっております。

被害防除計画として、嵩上げについては、1対1.5の勾配を取り、法面は種子吹き付けにより保護を行うことで土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水計画については、雨水は自然浸透のほか、新設する水路を経て既設水路に放流する計画となっており、周囲への影響はないとのことです。

隣接農地の日照、通風については、盛土の高さが東側県道の高さより2m程度低いため、影響はないと思われるとのことです。

また、再生砕石は製品のため、粉塵等が出ないとのことです。

なお、隣接農地への通路として、県道側に幅1m程度の通路は確保するとのことです。

添付書類として、隣地の同意書がないことから、隣地の同意書がもらえないこととの理由書と被害防除計画書が提出されております。

隣地の同意がもらえない理由書によれば、土砂の流入及び盛土により風圧が強くなり、農作業が難しくなる恐れがあるとの理由により同意が得られないとのことで、被害防除計画の内容は前述のとおりです。

他法令については、農振法関係では、平成28年1月23日に農用地区域からの除外となっております。

都市計画法では、開発許可については必要ありませんが、都市計画課に確認したところ、資材置場を拡張することにより、以前受理されている土地保全条例の届出内容から変更がある場合、変更届の提出が必要とのことで、申請者にその旨伝えております。

排水同意は、前回隣接地の転用許可申請時に、本案件の申請地も含んだ面積で排水同意を得ているため、新たな申請は不要であることを高知市耕地課に確認済みです。

土木委員の意見については、隣接農地への農耕用機械の通路として、幅1.5m程度の通路は確保してもらいたいのご意見をお聞きしております。

議 長
榮枝主幹

以上で第3号議案及び第4号議案の説明を終わります。

事務局より、補足説明をお願いします。

補足説明をさせていただきます。本日、机上配布しております、右上に資料1とある、航空写真と現地写真を載せた資料をご覧ください。

現地の状況については、左側にあります航空写真で、黄色い線で囲んだ所が、昨年11月と今年3月に資材置場への転用が許可された箇所となります。

その南側、赤く囲んだ部分が、今回、新たに5条の転用許可申請が出された所で、東側県道から下る道の先に位置します。

この赤く囲んだ申請地は、西側にある、航空写真上で青い点線で囲んだ第三者所有の隣接農地への通路としてこれまで使用されてきております。

ちなみに、県道は舗装された部分で幅3m程度あります。

航空写真に白地で①と印刷した場所から申請地方向を撮影したものが、右側上の現地写真です。写真の左側に写っております擁壁は、申請地より4、5m上に位置している県道の擁壁となります。

申請書類によりますと、この擁壁から幅1m分を隣接農地への通路として確保し、通路部分の端から1対1.5の勾配で法面をつくり、最大3m程度嵩上げし、資材置場として使用する計画となっております。

また、下の現地写真は、航空写真の白地で②と印刷した場所から申請地方向に撮影した写真となります。

なお、地元の和田委員によりますと、隣接農地の所有者は、耕作のため、20年来、今回の申請地部分をコンバインで通行しており、そのため、通路部分の草刈等の保全管理も行ってきたとのことで、今後も農業用機械で通行するため、最低2m程度の幅の通路は確保してもらいたいとの話があったとのことでした。

これを受けて、事務局から今回の申請者に、通路として確保する部分を幅1mから広げる予定がないか尋ねたところ、1m以上広げるつもりはないとの回答でした。

次に、資料2をご覧ください。こちらは、農林水産省から出された農地法の運用についての通知文の抜粋です。その基準の中に、イとしまして、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は許可をすることができないとあります。(ウ)ですが、農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等が想定されております。

ご審議いただきます内容としましては、通常の転用案件に関しての審議内容に加えて、転用者が計画通りに転用を行った場合、隣接農地を耕作している方にとって必要欠くべからざる営農条件を侵害することになるかどうかという点のご審議もお願いい

	たします。以上です。
議 長	第3号議案及び第4号議案の説明が終わりました。では事前審査会の報告をお願いします。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	第3号議案案件1及び第4号議案案件1については、転用により隣接農地の営農条件に支障を及ぼす恐れがあると思われますので、部会での審議をお願いいたします。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
楠瀬委員	資料1右上の写真で舗装されている道が写っていますが、これは市道ですか。
榮枝主幹	県道です。
楠瀬委員	この県道を通して、隣接農地へ農機具を入れていたわけですか。
榮枝主幹	そうです。
議 長	この通路部分を幅1m残して造成することが、営農に支障があるかどうかということになります。
鍋島委員	1mは県の土地ですか。
議 長	いや。これは転用申請者が1m空けるというものです。
楠瀬委員	この幅1m部分と造成しようとする部分が、譲渡人が所有している土地ですか。
榮枝主幹	はい。
議 長	和田委員によると、この通路部分の草刈等は隣接農地の所有者がずっと行ってきたとのことですが。通路が幅1mになると農機具が入らなくなるので、営農にどのように支障を来すか、という話になります。
鍋島委員	営農に支障を来すということになれば、許可相当とはなりませんね。
横山委員	隣接農地の所有者は、これまで通路部分の地権者である譲渡人から承諾を得て、通行していたのですか。承諾を得て通行していたのであれば、既得権が発生すると思いますが。
吉良事務局長	承諾を得ているかどうかは分かりませんが、これまで隣接農地へ行くために通行していて、草刈も隣の農地の方が行ってきたということです。今回、申請地が売買されることになって、そこを全く塞いでしまうと奥へ入れなくなるので問題があるわけですが、問題は、1m空けるというところです。農地法では、近隣の営農に支障がある場合は転用の許可ができないということになっていますが、1mだったら許可できるとも、できないとも書いておりません。そこは、農業委員さんがどういう判断をするのか、ということになります。例えば、機械で通行はせず、徒歩のみによるとなれば、1m幅があれば行き来はできます。しかし、1m幅ではコンバインで通行できないので、刈取りは鎌でやるとかということが認められるかです。今まで行っていた農業の形

	態ができなくなるということが営農状況に支障を及ぼしているということであるとすれば、それを許可相当との意見を付すことが、農業委員会としていいのか、悪いのか、という判断になると思います。ただ、ここで判断しても、これは意見として県に行き、最終的に許可、不許可は県が決めることになります。
横山委員	隣接農地の方は、幅2m程度なければ、既存の農機具が通行できないということになるわけですね。それであれば、これは許可相当と認めにくいと思います。既存の機械が入らないということになれば、それは支障を来すということになりますよね。従来使用している機械が入らないということになれば。
宮田委員	1m幅を空けるということは、囲繞地通行権の点からだと思います。農機具が入らないということは、農地法の運用では、周辺農地の営農状況に支障を及ぼすというものに該当するかもしれませんが、農地法の関係で通行権に関しての判例等はありませんか。
榮枝主幹 吉良事務局長	通行権に関しては、民法上の話になると思います。 分けて考えたいのは、民法上の話は農地部会で審議する内容でなく、この申請が県まで行って許可になったとして、実際1mしか通路がなければ、今までの農機具が通らなくなり、奥に広大な土地があるのに米が作れなくなって損害が生じたということになって、もしその因果関係がつかなら、損害賠償の話は民々の間でできるということにはなりますが、あくまでも農地部会で判断しなければならないのは、農地法上の判断となりますので、周辺農地の営農に支障を生じる恐れがあるのか、通路が1mになることで営農に支障があるのか、ないのか。農地部会での判断はそこになると思います。
楠瀬委員	営農に支障があるから、だめでしょう。
議長	通路幅1mでは既存の農機具が通行できず、営農に支障があるので、保留ということになりますか。
吉良事務局長	保留のことも考えて、事前に事務局から議受人に、地元からの声もあり、1m以上空ける余地はあるか確認したところ、計画を変更するつもりはないということです。そのことで話す余地はないと思っております。
議長	それでは、第3号議案につきましては、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがあるため、不許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	第3号議案につきましては、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがあるため、不許可相当として県知事に送付することに決定いたします。

委員
議長

次に、第4号議案について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(意見、質問なし)

第4号議案につきましても、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがあるため、不承認が妥当であるとして、県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

第4号議案につきましても、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがあるため、不承認が妥当であるとして、県知事に送付することに決定いたします。

野中主任

次に、第5号議案、農地法第18条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

今月は全体で1件の申請が出されております。

本案件は、議案外報告の農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件の農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下の案件1と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。議案書は56ページをお開きください。

農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下、案件1は、次に説明します同許可申請の案件1の申請地につきまして、平成27年12月18日に申請がされましたが、その後、添付書類に一部不備があることが分かり、平成28年4月13日に取下がされたものです。

それでは、第5号議案の説明に戻ります。議案書は31ページをご覧ください。

案件1は、2月部会からご審議いただいておりますが、添付書類に一部不備があることが分かり、一旦取下げられた案件です。

今回、書類が整い、再度申請されましたので、あらためて審議をお願いいたします。

本案件は介良乙、市街化調整区域、田、998㎡を、賃借人の不耕作のため、賃貸借の解約をしたいという、貸人からの単独申請となっています。

なお、申請地の台帳上の借人は亡くなられており、賃借権が未相続であるため、借人はその相続人3名となります。

現地案内図のNo.16をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

当該農地の管理を任されている貸人の親族への聴取り調査によりますと、当該農地は台帳上の借人が平成8年にお亡くなりになった後、借人の妻が耕作及び借賃の支払いを行っていたとのこと。しかし、平成25年末に借人の妻から貸人の親族に解約の申し出があったことから、貸人の親族が直ちに解約手続きのための話し合いをしたところ、借人の妻から、高齢であり煩雑な手続きはできないと断られたとのこと。

その後も、何度か解約手続きの申し入れをしたとのことですが、同様の理由で前に

進まず、また約2年前から借人の妻が不在となり、連絡が取れない状態となったため、当該申請に至ったとのことです。

添付書類によりますと、借人の妻は平成26年5月に亡くなられており、台帳上の借人の相続人は、子と孫の合計3名となっております。

相続人3名への聴取内容についてですが、平成28年1月6日付で、事務局から当該農地についての耕作及び借賃の支払いの有無等について、文書で問い合わせたところ、3名とも耕作及び借賃の支払いを行ったことはない、との回答がありました。

また、相続人の1名からは、借人の妻が存命中に、農地は返したとの話をしていたとのことで、貸借はすでに終了していると思っていたとのことでした。

なお、本案件のように賃借人側が耕作をしていない場合において、農地法第18条の許可の可能性はあるか、県を通じて中国四国農政局に問い合わせたところ、農地を適正かつ効率的に利用しない場合など解約を認めることが相当の場合などが該当する農地法第18条第2項第6号の、その他正当の事由がある場合に当たると考えるとの回答がありました。

なお、申請地は、借人の妻から解約の申入れがあった約2年前から、貸人の依頼により、別の農家の方が耕作しているとのことです。

本案件については、添付書類が整わず一旦取下げになったものですが、今月になって借人の相続人3名が判明したことから、これを相手方として申請を行うこととなったものです。本申請が許可になれば、これにより解約の申入れを行うことができ、申入れより1年後に本案件の賃借権は解約となります。

現地については地元委員に確認いただいております。

以上で、第5号議案の説明を終わります。

議 長

第5号議案の説明が終了しました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件1について、審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

ありがとうございました。事前審査会の報告が終了しました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見・質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1につきましては、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

案件1については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたしま

野中主任

す。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

今月は全体で22件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が9件、更新設定が13件となっております。

議案書は33ページをご覧ください。利用権設定についての総括を掲載しております。1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者、貸人が24人で延べ24人、利用権の設定を受ける者、借人が14人で延べ24人となっています。

土地の内訳は、田が49筆32,473㎡、畑が1筆773㎡です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が24筆13,485㎡、新規設定が26筆19,761㎡となっています。

期間別に見ますと、3年未満が1筆1,258㎡、3年から6年未満が36筆19,828㎡、10年以上が13筆12,160㎡となっています。

以下の表は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。

それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は35ページをお開きください。

案件6は、高須、田、876㎡を平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間無償で貸すという使用貸借権の新規設定です。

案件7は、介良甲、田、1,258㎡を平成28年6月1日から平成31年3月31日までの2年10ヶ月間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件9、案件10は、それぞれ議案外報告の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件3、案件4と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。議案書は52ページから53ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件3、案件4は、次に説明します農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の申請地につきまして、案件3は平成25年8月1日に、案件4は平成24年6月1日に、それぞれ賃借権の設定がされましたが、ともに、平成28年4月11日に合意解約通知が提出され、平成28年4月15日付けで受理されたものです。

それでは、第6号議案の説明に戻ります。

議案書は36ページから37ページにまたがります案件9及び案件10は借人が同じです。まとめて説明いたします。

案件9は、介良乙、田、128㎡外7筆、合計2,215㎡を平成28年6月1日から平成

38年5月31日までの10年間、案件10は介良丙、田、672㎡外3筆合計2,473㎡を平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間、それぞれ貸すという賃借権の新規設定です。

なお、案件10の申請地は未相続地ですが、設定期間が5年以内であるため、相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局にて確認しています。

続きまして、案件11と議案書39ページの案件17は借人が同じ関連案件ですのでまとめてご説明いたします。

案件11は介良丙、田、807㎡外1筆、合計1,566㎡を平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間、案件17は大津甲、田、363㎡外3筆、合計1,327㎡を平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間、それぞれ高知県農業公社に貸すという使用賃借権の新規設定です。

議案書39ページから40ページにまたがります案件18は、春野町弘岡上、田、1,163㎡外4筆、合計3,703㎡を、平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件21は、春野町西諸木、田、2,360㎡を、平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件22は、春野町森山、田、4,859㎡を、平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人はこれまで果樹を栽培しており、今後は水稻の栽培を始めるとともに、経営を拡大する意向があるとのことでした。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本日の部会で計画が妥当なものと決定されますと、平成28年6月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第6号議案の説明を終わります。

議長

第6号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

成岡委員

案件1から4について、妥当なものと認めました。

議長

次に、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員

案件5から17については妥当なものと認めました。

議長

最後に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。

上田委員

案件18から22については妥当なものと認めました。

議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入りますが、前田貴美雄委員は案件 19 の当事者です。まず、案件 19 のみを別途審議いたします。前田委員はご退室ください。 (前田委員退室) 案件 19 について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。案件 19 については、妥当なものと決定いたしますが、ご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 19 については、妥当なものと決定いたします。前田委員は入室願います。 (前田委員入室・着席) それでは、案件 1 から 18、案件 20 から 22 までの審議を行います。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
前田委員	案件 18 の譲渡人と譲受人は逆ではないですか。譲渡人が耕作していると思います が。
野中主任	確認を行います。
議 長	その他、ご意見、ご質問はありませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	それでは、審議を終わります。前田委員からのご質問がありました案件 18 については、事務局に確認をお願いいたします。それでは、案件 1 から 17 及び案件 19 から 22 につきましては、妥当なものと決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 1 から 17 及び案件 19 から 22 につきましては、妥当なものと決定いたします。 案件 18 については、事務局が確認し、書類の記載に誤りがなければ、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 18 については、事務局が確認し、書類の記載に誤りがなければ、妥当なものと決定いたします。 次に第 7 号議案、非農地証明願の件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	議案書は 42 ページをご覧ください。 今月は 9 件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。

	地区の内訳は、朝倉が2件、鴨田が2件、長浜が1件、一宮が1件、春野が3件となっています。
議 長	すべて地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。 第7号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第7号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、第7号議案については追認することに決定いたします。 続きまして、第8号議案、平成27年度事業報告(案)並びに平成28年度事業計画(案)の件(農地関係)を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
榮枝主幹	はい、お手元に配布しています、第8号議案、平成27年度事業報告(案)を、ご覧ください。 それでは、最初に農地関係の平成27年度の事業報告(案)を説明させていただきます。内容的には、農地部会での審議内容のみだけではなく、農地係で取り扱っている事務事業についても、あわせて報告いたします。 1ページをお開きください。 (1)の農地部会は、12回開催し、農地法等による許可申請等につき審査をしました。 3条許可申請は、85件108,655㎡で、前年度より13件増加し、面積は17,725㎡増加しました。 4条、5条の許可申請及び届出は、231件147,799㎡で、そのうち住宅に転用する申請が、面積で26.76%を占めております。市街化区域で107,438㎡、それ以外の区域で40,361㎡の農地が転用されました。 前年度と比較しますと、件数で3件、面積で6,787㎡減少しています。 18条1項による許可申請が1件、18条6項による合意解約通知が30件あり、地元農業委員に確認のうえ処理しました。 非農地証明は122件79,049㎡で、そのうち建物等が建っていたものが25,962㎡、山林化していたものが32,981㎡となっており、あわせて全体の74.57%を占めています。また、転用制限の例外に該当し、農地法の許可を必要としない農業用施設用地であることの証明が1件58㎡ありました。 農地部会の開催状況につきましては、記載のとおりです。曜日の関係で前後にずれる場合もありましたが、毎月5日を基準日としています。

事前審査につきましては、それぞれの区域ごとに審査を行い、現地調査を実施しました。現地調査の状況については、2ページに載せております。

3ページからは、最初に報告しました農地法関係の許可申請、届出等の事務処理状況を載せております。

3ページには概要を、4ページには3条、4条、5条等の地区別の処理状況を、6ページ、7ページは非農地等現況証明の現況別、地区別の状況を、8ページ、9ページには4条、5条による地区別、転用目的別の処理状況を、10ページには各種申請の取下げ、取消しの処理状況を載せております。

11ページをご覧ください。(3)の特定農地貸付法による市民農園の開設状況は記載のとおりで、28年3月末現在で16箇所あります。

次に、12ページ(4)の賃貸借関係についてですが、1)の28年3月末現在の小作地台帳の管理状況は、記載のとおりです。

2)の農地賃借料情報提供については、賃借料を決める上で参考にするために、26年度に公告された利用権の賃借料情報を市のホームページ等に掲載しました。

次に13ページ(5)の農地パトロール(利用状況調査)についてですが、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止等を目的として、27年度は5月から7月にかけて市内を23地区に分け、農業委員、農業委員会協力員等で農地パトロールを実施しました。

布師田・高須の2地区につきましては、航空写真等も活用し、農地の利用状況を調査しました。

また、これらの調査により把握した遊休農地等について、所有者に対して指導を行うとともに、農地中間管理機構への貸付等の農地利用意向調査を行い、新たな耕作者につなげていく取組みを進めました。

無断転用及び遊休農地の状況につきましては、記載のとおりです。

続きまして、14ページ(6)の国有農地管理事務事業についてですが、戦後、国が地主より買収し、小作人へ売渡しが行われましたが、その際、売渡しがされずに、貸し付けられたものが国有農地として残っており、賃貸借の解約等の事務処理は農業委員会が行っています。

現在、市内にある国有農地の状況につきましては、記載のとおりです。

15ページをご覧ください。(7)の農地調整事務処理事業1)の農地利用関係の紛争の仲介は、27年度はありませんでした。

また、2)の調査対象農業生産法人は、12法人となっています。

続きまして16ページ(8)田畑売買価格等に関する調査、(9)の農地法関連業務、(10)

の農地農家基本台帳整備事業については、記載のとおりです。

(11) の農地移動適正化あっせん事業については、27 年度は処理した案件はありませんでした。

次に (12) の農用地利用権設定等推進事業は、農業経営基盤強化促進法に基づき行われるもので、農地を安心して貸し借りできる制度で、農業委員会が窓口となり実施しているものです。

この事業の一環として、農用地利用権設定等推進員、56 名を中心に、貸し手、借り手の結び付け活動を行いました。

1) の利用権設定等の実績は、17 ページに記載しています。

2) の農用地利用調整会議等の開催、3) の農地流動化の管理業務、及び 4) の農地銀行によるあっせん活動につきましては、記載のとおりです。

続いて、18 ページをご覧ください。3 月 31 日現在の売りたい、貸したい等のあっせん申出件数と、27 年度のあっせんによる成立件数を地区ごとに載せています。

続きまして、20 ページからは利用権設定関係を地区ごとに載せております。

20、21 ページと 22、23 ページには、27 年度中の区分別の利用権の設定状況を、24、25 ページには、28 年 4 月 1 日現在の期間別の利用権設定状況を載せております。

次に 26 ページをご覧ください。

(12) の農業振興地域整備計画の変更は、市長から協議のあった計画の変更について、転用許可基準に照らし合わせ審議した内容を載せております。

(13) の関連諸会議の開催状況については、表のとおりです。

以上で事業報告(案)を終わります。

岩崎事務局次長

引き続きまして、平成 28 年度事業計画(案)のうち、(8) の農地関係についてご説明させていただきます。27 ページをご覧ください。

農業委員会では、農地法及び関係法令に基づく許認可業務を適正に行うとともに、特に、遊休農地等につきましては、利用状況調査や農地利用意向調査等を行いながら、人・農地プランの推進とともに、担い手への農地の利用集積活動など、農地の有効な土地利用を図っていく必要があります。

まず、1) の農地部会ですが、農地法、農業経営基盤強化促進法、その他の法令により、その権限に属された事項については、適正に対処するため、毎月 1 回開催することとします。

農地法各条の規定による許可申請、基盤強化促進法に関わる事案等の申請書受付の締め切りは、毎月 15 日を基準としています。

事前審査会は 4 つの区域に分け、23、24、25 日を基準に開催することとし、審査会

当日には、各審査会区域内の全委員にご出席をいただき、農地法及び基盤強化促進法等の、区域内のすべての案件を審議することはもちろん、必要に応じて現地調査を行い、また農業委員会協力員にもご出席いただきます。

事務局の審議及び議案発送は月末を基準とし、農地部会は翌月の5日を基準に開催します。

県知事許可分につきましては、10日までに県に意見書を送付し、特に問題がなければ県知事許可は月末か翌月の初めとなります。

今年の4月から、30アールを超える農地転用につきましては、農業委員会ネットワーク機構に指定された、一般社団法人高知県農業会議に意見聴取することになりましたが、30アール以下の農用地区域内農地、一種農地及び甲種農地の意見聴取の取り扱いにつきましては、他の市町村の動向を参考に検討することとなりました。

次に、2)の農地法関係等申請処理事務についてですが、アの農地等の権利移動につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、適正に処理します。

イの農地転用届出の対応では、農地転用届出事務処理規程に基づき、市街化区域内の農地の転用届出の事務処理について迅速化を図ります。

28ページをご覧ください。ウの諸証明書交付では、申請により農業経営証明書等の交付を行い、非農地証明については、事務処理要領に基づき適正に処理します。

続いて、エの転用許可申請と他法令との対応は、関係各課と密接な連絡をとりながら、適正に処理します。

オの特定農地貸付け法による市民農園の開設承認につきましては、遊休農地の有効利用等のため、法で定める基準に基づき適正に処理します。

次に、3)の農地の賃借料情報の提供活動の実施につきましては、賃借料を決める際に、どのくらいの額が適当であるかを判断するために、実際に当該地域で成立している賃借料の情報を市のホームページ等への掲載を通じて提供します。

4)の農地パトロール(利用状況調査)につきましては、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止を目的として、5月から11月にかけて農地パトロールを農業委員、農業委員会協力員等で行い、これらの調査により把握した遊休農地については、所有者に対し指導を行うとともに、農地中間管理事業の利用等、農地の利用意向調査を行い、新たな耕作者につなげていく取り組みを進めます。

そして、移動農業委員会や日常活動を通じ、農地転用許可基準や許可書等の交付があるまでは転用行為に着手しないよう周知に努めます。

無断転用を発見した場合は、処理手順に基づき、適正に処理します。また、農地パトロールの結果を農地農家基本台帳に記載します。

次に、5)の国有農地管理事務事業につきましては、国有財産管理事務処理要領に基づき、現地調査を行い、適正に処理します。

6)の農地調整事務処理事業につきましては、和解の仲介などを行い、農地の利用関係で発生した紛争の早期解決に努めます。また、転用に伴い紛争が生じられると思われる事案についても、地元農業委員はじめ関係者で協議し、未然に防止します。

次に、29ページをご覧ください。

7)の、毎年行っております田畑売買価格等に関する調査については、今年も調査を行うこととしております。

8)の農地法関連業務につきましては、裁判所からの現況照会や法務局からの時効取得に係る通知を適切に処理します。

また、土地保全条例に関しては、関係課と相互連絡を密にし、条例の趣旨を踏まえ、行政指導を行ないます。

9)の農地農家基本台帳の整備につきましては、例年通り、住民基本台帳、固定資産台帳のデータ突合により、情報を最新のものとするとともに、全国農地ナビでの公表に向けて、GIS農地管理システムの整備を行います。

10)の農地移動適正化あっせん事業につきましては、農業委員会等による法律に定めるあっせん事業により、自立経営志向農家の経営規模拡大を進めます。

次に、11)の農用地利用権設定等推進事業につきましては、利用権設定等推進員による農地の出し手、受け手の結び付け活動を実施し、併せて遊休農地化を防止するための利用調整を行います。

また利用権設定等推進員の研修会を実施するとともに、農地の流動化制度のPRに努めます。

最後に、12)の許可を受ける必要のない権利取得の届出事務につきましては、相続等により、許可を受けることなく農地を取得した者について、農業委員会情報紙『情報みどりのまち』等で農業委員会にその旨を届け出るよう周知に努めます。

以上で、平成28年度事業計画(案)の農地関係の説明を終わります

議長 はい、第8号議案の説明が終了しました。審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がなければ審議を終わります。第8号議案につきましては、承認することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 第8号議案につきましては、承認することに決定いたします。

野中主任	次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件。議案書は45ページをご覧ください。今月は4件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、潮江が1件、一宮が2件となっております。 本案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件。議案書は47ページをご覧ください。今月は14件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が2件、議案書は48ページにまたがりまして旭が1件、議案書48ページに初月が1件、鴨田が2件、議案書49ページに潮江が1件、議案書50ページにまたがりまして中央が3件、議案書50ページに一宮2件、大津2件となっております。 以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 続きまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件。議案書は52ページをご覧ください。今月は6件の合意解約が出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、議案書52ページから53ページにまたがりまして介良が3件、議案書53ページに大津が1件、議案書54ページに春野が1件となっております。 なお、大津1件は第1号議案案件11の関連案件、介良3件の内、2件は第6号議案関連案件となります。 全ての案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。 続きまして農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件。議案書は55ページをご覧ください。農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下げにつきましては、第5号議案の関連案件として説明しましたので、省略させていただきます。 以上で議案外の報告を終わります。
議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見、質問なし) ないようでしたら、議案外報告を終わります。 その他の件で、何かご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら、これで終わります。
次 回 農 地 部 会 議 長	次回の農業委員会は6月6日(月)を予定しております。

閉 議 会 長	以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後6時12分閉会)
------------------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 28 年 5 月 2 / 日

議 長 中山 忠明

議事録署名委員 楠瀬 裕久

議事録署名委員 澤 本 和男

議事録作成者 宮地 由桂